

令和5年度第1回
通算第35回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時

令和5年(2023年)9月29日(金曜日) 午後3時

開催場所

函館市役所8階第1会議室

議題

(1)制度の運用状況について(報告) (公開)
(2)その他 (公開)

出席委員

繪面 和子 委員, 榎本 聡司 委員, 藤森 康澄 委員,
千山 毅 委員, 堀田 剛史 委員, 三浦 由貴子 委員,
森 真由美 委員

欠席委員

なし

事務局の
出席者の
職氏名

総務部文書法制課長 野呂 健尚
総務部文書法制課主査 寺崎 皇紀
総務部文書法制課主事 須田 成美

傍聴者

なし

<p>堀田会長</p> <p>野呂課長</p> <p>須田主事</p> <p>堀田会長</p> <p>寺崎主査</p>	<p>(開会 午後3時00分)</p> <p>それでは、定刻となりましたので、第35回函館市個人情報保護運営審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、昨年度、函館市からの諮問を受け、本審議会において個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う、個人情報保護制度の見直しについて、市に答申を行い、その後、函館市において条例改正等が行われたところですが、今年4月から、支障なく新たな制度に移行したとの話を伺っているところです。</p> <p>本審議会は、実施機関の諮問に応じて、個人情報の適正な取扱いについて、調査審議する役割を担っておりますので、函館市の個人情報保護制度の円滑な運営のため、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。本日の会議の進行については、審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が議長を務めることになっておりますので、私のほうで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会は、審議会規則第3条第3項の規定による定足数、委員の半数以上を満たしており、成立していることを御報告申し上げます。それでは、早速議題に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、これからの審議の公開・非公開についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>御異議ございませんので、会議は公開で行います。</p> <p>議題に入る前に、事務局から報告がありますので、お願いします。</p> <p>4月1日付の人事異動で、担当の異動がございました。加藤の後任の須田でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題(1)制度の運用状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>それでは先に配布させていただきました、A4版の制度の運用状況について(報告)により御説明申し上げます。</p> <p>本日御説明させていただく制度の運用状況は、令和5年4月1日に廃止</p>
---	--

された函館市個人情報保護条例に基づく、令和4年度の運用状況でございます。同条例は既に廃止されておりますが、当時の条例および条項に基づいて御説明させていただきます。なお、令和5年度からは、個人情報の保護に関する法律および同法の施行条例等に基づき、制度を運用しており、新たに1,000人以上の個人情報ファイルの保有について、どのような個人情報を保有しているかを記載した個人情報ファイル簿を作成し、市のホームページで公表しております。その他の1,000人未満の個人情報の収集や目的外利用、外部提供、開示請求等については、概ねこれまでと同等の制度により運用しているところでございます。

はじめに、表紙の次のページ、別紙1個人情報の収集等届出状況についてでございます。

この届出は、個人情報保護条例第6条第1項の規定により実施機関が、継続かつ定型化して個人情報の収集等を行う場合や、届け出た個人情報の収集等を廃止する場合などに、市長宛てに提出することが義務付けられているものでございます。

この資料に記載の届出件数は、全ての届出が令和4年度中になされたということではなく、以前から個人情報の収集等を開始するに当たって、届出が行われていたものに、令和4年度中の増減を反映させた令和4年度末現在の件数でございます。

今年の3月31日現在、令和4年度末現在において、市長、議会、教育委員会など、11の実施機関から提出済みの届出が、この表の一番右下の合計欄に記載のとおり3,292件でございます。

この左側にあるカッコ内の3,305という数字は、令和3年度末の件数で右側の数字3,292との差し引き13件が前年と比べて減少しております。

実施機関の部局ごとの増減と課ごとの内訳につきましては、御覧のとおりでございますが、その主な内容といたしましては、収集を始めたものとしては、市民部市民・男女共同参画課におけるパートナーシップの宣誓の要件を確認するためのパートナーシップ宣誓書や、保健福祉部福祉拠点担当における生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を申請するための求職申込み・雇用施策利用状況確認票などがございます。

以上、個人情報の収集等届出状況について、御説明申し上げます。

堀田会長	<p>ただいまの個人情報の収集等届出状況についての説明に対しまして、各委員から御質問等ございませんか。</p> <p>無いようですので、引き続き、ご説明をお願いいたします。</p>
寺崎主査	<p>それでは、次のページの別紙2 令和4年度における目的外利用等の状況を御覧ください。</p> <p>表の説明に入る前に、令和4年度における目的外利用等の制度の概要について御説明申し上げます。</p> <p>個人情報保護条例には、実施機関はマイナンバーを含む個人情報である特定個人情報を除いた個人情報を、収集した目的の範囲を超えて利用してはならないこと、また、収集した目的の範囲を超えて市以外のものに提供してはならないことが規定されております。</p> <p>市の内部において、収集目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合を目的外利用、市以外のものに提供することを外部提供と呼んでおります。</p> <p>このように制限のある目的外利用と外部提供ではありますが、条例上、一定の場合に行うことが認められております。それがどのような場合かと申しますと、1つ目は法令または条例に特別の定めがあるとき、2つ目として本人の同意があるとき、3つ目として人の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、4つ目として正当な行政執行に関連して目的外利用をするとき、5つ目として審議会の意見を聴いて公益上必要と認めて外部提供をするときでございます。これらの場合には、目的外利用や外部提供を行うことができることになっております。令和4年度におけるその該当事例をまとめたものが、この表になります。</p> <p>まず、1 目的外利用の状況でございます。</p> <p>収集目的の範囲を超えて市の内部で個人情報を利用したものでございますが、件数は20の課等において合計156件となっております。</p> <p>目的外利用された個人情報を保有する所管課および主な利用内容や利用した課は、御覧のとおりでございます。</p> <p>この目的外利用の主なものについて申し上げますと、財務部税務室市民税担当が保有する市・道民税の課税状況等に関する情報を、福祉事務所や市民部国保年金課などが、生活保護費支給事務や国民年金保険料の免除に利用するなどしております。</p>

また、財務部税務室資産税担当が保有する土地・家屋の所有者情報を総務部総務課や都市建設部都市計画課が防災に関する土地・家屋の状況把握や空き家所有者の把握のために利用しております。

財務部税務室の6つ下になりますが、保健所地域保健課と保健所生活衛生課が保有する診療所の開設届や理容所、美容所台帳などを、固定資産税の賦課事務のため、財務部税務室資産税担当が利用するなどしております。

続いて、その4つ下の課になりますが、子ども未来部子育て支援課が保有する児童扶養手当受給資格者の口座情報等を、入学準備給付金の支給額の決定のために、教育委員会学校教育部保健給食課が利用しております。

さらにその下です。子ども未来部母子保健課が保有する予防接種台帳の予防接種実施状況等を、児童虐待が疑われる事案の早期発見や適切な保護のために、子ども未来部次世代育成課が利用するなどしております。

次のページ、2外部提供でございます。外部提供とは国や道、他の地方公共団体などの市の外部に、収集目的の範囲を超えて個人情報を提供するものでございますが、その件数は記載のとおり23の課等において、325、123人分となっております。

外部提供した個人情報を保有する所管課および主な提供内容や提供先は、御覧のとおりでございます。

このうちの主なものでございますが、3段目の財務部税務室資産税担当では、資産等の課税状況に関する情報などを税務署や他の地方公共団体などに8、031人分提供しております。

その6つ下の保健福祉部地域福祉課では、函館市民生児童委員連合会に対し、民生委員の担当地区内の世帯の状況を正確に把握し、生活に関する助言その他の援助を行うための基礎資料として、住民基本台帳中の住所、氏名等を246、256人分提供しております。

その1つ下の保健福祉部介護保険課では、本人の同意の下、介護保険サービス認定調査票などの情報を、居宅介護支援事業所や介護保険施設等に対し、介護サービス計画等を作成するために、32、645人分提供しております。

介護保険課の2つ下、福祉事務所生活支援総務課では、生活保護受給の有無の情報などを警察の捜査や、税に関する調査などのため、警察署や地方公共団体の税務関係課などに提供しているほか、本人の同意の下、日本

<p>堀田会長</p> <p>寺崎主査</p>	<p>放送協会北海道南営業センターに対し、受信料の免除手続のために提供するなど、計7,331人分を提供しております。</p> <p>また、その3つ下の保健所生活衛生課では、函館税務署等に食品衛生法等による営業許可台帳の記載事項を7,570人分、理容所台帳や美容所台帳などの記載事項を1,531人分提供するなど、計9,103人分を提供しております。</p> <p>また、下から3つ目の企業局上下水道部業務課では、給水管所有者の情報を指定工事業者などに、本人同意により7,988人分提供しております。</p> <p>以上、令和4年度における目的外利用等の状況について、御説明申し上げます。</p> <p>ただいまの令和4年度における目的外利用等の状況についての説明に対しまして、各委員から御質問等ございませんか。</p> <p>無いようですので、引き続き、説明をお願いいたします。</p> <p>次のページに移りまして、別紙3令和4年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況についてでございます。</p> <p>個人情報保護条例では、請求権として、1自己情報の開示を求めること、2記録の内容が事実でないときに訂正を求めること、3収集の制限に反したときに記録の削除を求めること、4目的外利用・外部提供の制限に反しているときにその中止を求めること、以上4つの請求権を保障しております。</p> <p>令和4年度の請求は、表に記載のとおり全て自己、自分の情報を見たいという、開示請求でございました。一番下の合計欄になりますが、16人の方から24件の請求があり、全部開示14件、一部開示7件、非開示3件の決定を行っております。</p> <p>非開示の決定については、いずれも、市が保有していない個人情報を開示請求されたものであったため、非公開となったものでございます。</p> <p>一部開示の決定となった7件につきまして、主なものを申し上げますと、まず、整理番号2の障害者手帳更新のため提出した診断書の開示請求でございましたが、開示請求をされた御本人以外の情報につきましては、非開示となっており、全体としては一部開示となったものでございます。</p> <p>また、整理番号7の令和3年11月1日から令和4年8月1日までの戸</p>
-------------------------	---

	<p>籍等の請求書（戸籍の附票）および、他市町村の住民票の請求書（広域交付）に関わる開示請求でございますが、請求書に記載された請求者御本人以外の情報であり、開示した場合、開示請求者以外の個人のプライバシーを損ない、市の適正な行政執行を妨げるおそれがあるとの理由から非開示となっており、全体としては一部開示となったものでございます。</p> <p>また、整理番号10の介護保険施設等における事故等の発生状況報告書の開示請求でございますが、法人の職員の氏名、保険会社の担当者の氏名につきましては、自己情報の開示請求者以外の情報であって、請求を行うことができる本人の情報でないことから非開示となっており、全体としては一部開示となったものでございます。</p> <p>なお、これらの決定に対する審査請求につきましてはございませんでした。</p> <p>以上、令和4年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況について、御説明申し上げます。</p> <p>また、クリーム色の情報公開制度・個人情報保護制度の利用等の状況（令和4年度）という例年と同様の資料を配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上が、制度の運用状況でございます。</p> <p>掘田会長 ただいまの自己情報の開示等の請求内容と処理状況についての説明に対しまして、各委員から御質問等ございませんか。</p> <p>繪面副会長 個人情報の収集等届出状況の3, 292件のうち、教育委員会が339件と一番多いのですが、何か特に気になったところや、懸案事項等はございますか。</p> <p>寺崎主査 個別の内訳についての数値がないのですが、学校関係ですとか、いろいろな社会教育施設のほうで収集しているものの合計件数となります。多いのが、学校教育課、学校教育の関係が63件、高等学校、市立函館高等学校が45件でございます。学校関係が173件となっておりますので、学校ですと通常、生徒さんの届出や申請の書式などを積み上げた数となります。</p> <p>繪面副会長 ありがとうございます。学校ですとか、施設云々をすべて含めてということですね。</p> <p>掘田会長 その他ございませんか。</p>
--	---

野呂課長	<p>その他として何か委員からございませんか。</p> <p>無いようですので事務局からご報告，その他何かございますか。</p> <p>全然話は違うんですが，ここ何か月かマイナンバーのいろいろ報道とかがあって，函館市のほうで何か問題になっている件はありますか。</p> <p>マイナンバーの件は，国の関係の報道だと思うんですけども，担当部署に確認したところ，特に函館市においては，そのような情報はないということでしたので，安心していただければと思います。</p>
堀田会長	<p>ありがとうございます。その他，無いようでございますので，本日の会議はこれをもちまして終了したいと思います。</p> <p>委員の皆様におかれましては，大変ありがとうございました。</p> <p>(閉会 午後3時25分)</p>

